

小金井市居住支援協議会部会発表

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
第十一ブロック武蔵野中央支部小金井地区

1. 当協会として取り組むべき事項・取り組みたい事項

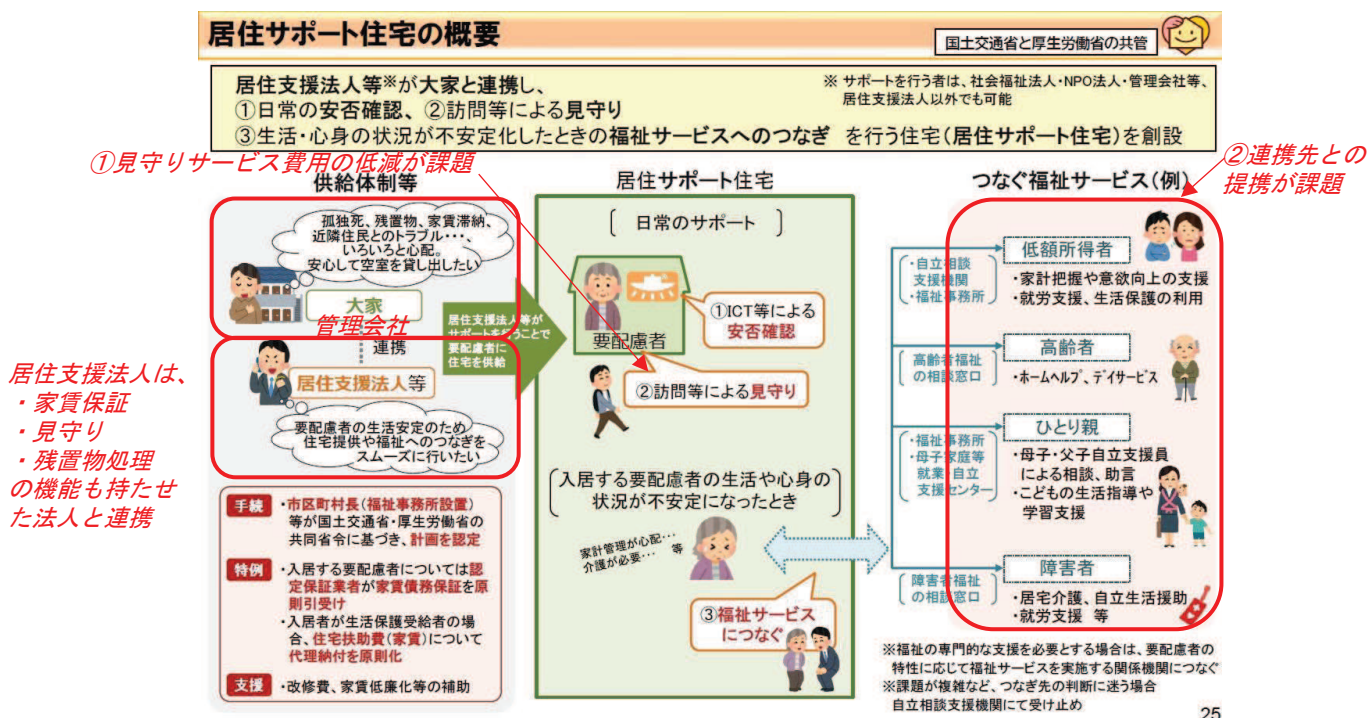
(1) 大家(賃貸人)に居住支援事業への理解と協力を得る。要配慮者向けの貸室を提供してもらう。

①方法

- ・大家(賃貸人)が要配慮者へ安心して貸せるスキームを作る。居住サポート住宅への登録を促す。

②スキームの概要

- ・ワンストップサービス(家賃保証+見守りサービス+残置物処理+α)を行う居住支援法人を小金井市に誘致するまたは小金井市専用の窓口を作ってもらふ。
- ・概要は、下図参照。国土交通省「住宅セーフティネット法」改正案資料より。



居住サポート住宅の利用イメージ



※赤文字赤線部分は、当協会追記部分。

2. 居住支援事業を進めるうえで足りないこと、実現してほしいこと

①小金井市居住支援協議会委員に実施してほしいこと

- ・見守りサービス費用の補助（居住支援協議会や市からの補助）
- ・居住サポート住宅に協力する大家（賃貸人）への補助（例：固定資産税の減免）
- ・福祉サービス事業者との連携・提携

②小金井市居住支援協議会以外の団体（国、都なども含め）に協力してほしいこと

- ・居住サポート住宅に協力する大家（賃貸人）への相続税の減額（国）
- ・見守りサービス費用の補助（国、都）
- ・福祉サービス事業者への補助（国、都）